

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、ご苦労様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第17号によって進めます。

日程第1、令和3年請願第1号「安心・安全で、ゆきとどいた教育の実現につながる30人学級の実現を求める請願」及び日程第2、令和2年請願第3号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出に関する請願」の2案件を一括議題といたします。

この際、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小関英子 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長(小関英子議員)

今定例会において、当委員会に付託されました請願2案件について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月17日、及び3月3日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

まず、令和3年請願第1号「安心・安全で、ゆきとどいた教育の実現につながる30人学級の実現を求める請願」について申し上げます。

本案件は、コロナ禍で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えている中、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな指導の充実と、新型コロナウイルス感染防止対策として、子どもたちの身体的距離の確保が重要と考えられるため、国に、安心、安全で、ゆきとどいた教育につながる30人学級を、速やかに実現することを求める意見書を提出を求めるものであります。

委員からは、「コロナ感染防止対策として、教室の机の間隔を取ることは必要であり、今後ICT教育を進める上でも少人数学級が望ましいと考えられ、全国知事会などからも、少人数学級の緊急提言が出されていることから、30人学級に向かってほしいという請願は妥当である。」という意見や、「予算が伴うため、国は段階的ではあるが、少人数への考え方が示されつつあり、人数が少ないほうが、ゆきとどいたきめ細やかな個に応じた教育ができ、子どもの学力向上にもつながると考えられることから、願意妥当である。」との意見が出されました。

しかし一方では、「全国的に見て、人口減少に拍車がかかっている状況で、本市の現状は、おおむね30人程度の学級であることから、30人学級を速やかに実現するという願意には反対する。」との意見がありまし

た。

以上のことから、意見の一致を見るにいたらず、採決の結果、賛成多数で採択することに決したところであります。なお、請願第1号に関しては、後刻、意見書の提出に関し、議会案を提出する予定であります。

次に、令和2年請願第3号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出に関する請願」について申し上げます。

本案件は令和3年1月に発効された、核兵器禁止条約の実効性を高め、核兵器保有国と非保有国の橋渡しなど、国際社会での主導的役割を果たすため、政府及び国会に対して、核兵器禁止条約に政府が署名、批准を行い、それまでの間はオブザーバーとして、締約国会議及び検討会議に参加することを求める意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、「戦争被爆国として、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加し、被爆体験などをおして、核のない社会を目指す道筋として、日本が果たすべき役割、その橋渡し役をしっかりと果たすべきと考えることから、全会一致で賛同し、意見書を提出すべき。」との意見や、「オブザーバーとして参加するその姿勢が主導的な役割を果たすものと思われ、国にその協議をしてもらうため、採択すべき。」との意見がありました。

しかし一方で、「日本の周りでの国々は、核を持ちすぎているという状況の中、日米安保条約により、日本がアメリカから守られているということが大変な抑止力につながっており、核保有国は、この核兵器禁止条約に参加していないため、抑止力が重要であると考え。」との意見や、「核保有国の中には、核兵器の開発が進み、ピンポイントで中枢を狙うことも可能な状態であり、日本はその防衛も含め、安全保障条約を結び、守ってもらっている中、批准すると言えるのか。」との意見や、「日本の今の立ち居振る舞いは、核保有国にとって、核兵器をなくし、日本のような国をなくしていかねばならないという思いに導くことが、日本のこれからのあり方と考えるため、核保有国が参加しない核禁止条約に加盟することは妥当ではない。」との意見がありました。

以上のことから、意見の一致を見るにいたらず、採決の結果、賛成少数により、不採択とすることと決した次第であります。

以上で報告を終わりますが、何とぞ、当委員会の決定に対し、委員各位のご賛同をお願い申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。まず、令和3年請願第1号「安心・安全で、ゆきとどいた教育の実現につながる30人学級の実現を求める請願」を採決いたします。委員長報告は、採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、令和3年請願第1号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、令和2年請願第3号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出に関する請願」を採決いたします。委員長報告は、不採択とするものであります。よって、原案について、起立により採決いたします。

令和2年請願第3号を採択するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

◎議長(大類好彦議員)

着席願います。起立少数であります。よって、令和2年請願第3号は、不採択とすることに決しました。

次に、日程第3、令和3年請願第2号「最低賃金の改善と中小企業の支援の拡充を求める国への意見書の採択に関する請願」を議題といたします。

この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長(奥山 格 議員)

本定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和3年請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める国への意見書採択に関する請願」について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は去る、3月4日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。本案件は、現在の山形県最低賃金は、時間給793円と、厚労省が定める月間労働時間を働いても、個人が自立して生活を維持することは困難な状況であり、現下のコロナ禍の中に

において、医療、介護など、国民生活に不可欠な分野に働く労働者ほど、低賃金で働いていることが浮き彫りとなりました。そして雇用を守ることはもちろん、時給改善など、人間らしく働ける条件を確保することが必要です。

また中小企業、小規模事業者も、思い切った支援の拡充なしには、最低賃金の改善ができず、対象の拡大や要件の緩和、助成額の引き上げ、助成方法の見直しなど、大胆に改善を行うことが求められています。コロナ禍によって、地方でも働き続け、住み続けられるためにも、最低賃金の全国一律化が求められており、生まれ育った地域で働き、生き続けられる地域社会をつくるためにも、地域間格差をなくしていく方向を目指すべきであることから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書に関する請願を採択され、国に対し意見書を提出されるよう願うものであります。

委員からは、「このコロナ禍において、今反省すべき点として、都市に一局集中されているということが、このコロナ禍でさらに一層大きな影響を及ぼしている。やはり都市も地方も一律最低賃金をもっと改善された中であれば、地方に回帰する若者たちも出てくるのではないかということも含め、労働力を集中させず、地方に分散して、地方でも働き続け、住み続けられるためにも、最低賃金の全国一律化が求められているということに賛成であり、このたびの請願は願意妥当である。」という意見や、「以前は経営者側の意見として、都市と地方の物価や生活水準が、全く一緒のレベルという状態にはなっていないという意見が多く、最低賃金審議会の中でも、そのような意見がまだ根強く残っているのではないかと推測される。しかし実際、都市も地方もそんなに極端な物価の差はなく、生活水準もほとんど似たような部分にきているという中で、全国一律化した最低賃金制度というものが望まれる社会に、もうすでになっているのではないかということから、この請願については賛成である。」という意見がありました。

以上のことから、本案件は願意妥当と認め、全会一致で採択とすることに決した次第であります。なお請願第2号につきましても、後刻、意見書の提出に関し、議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。鈴

木裕雅議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

本請願文の中に、最賃決定と現行最賃額とありますが、これらの略語を用いての請願について、どのような審査を行ったか、ご説明をお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

産業厚生常任委員長。

◎産業厚生常任委員長(奥山格君)

最賃と請願文章にありましたが、これはあの最低賃金の意味であるというふうに解釈して審査したものであります。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。令和3年請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める国への意見書の採択に関する請願」を採決いたします。委員長報告は、採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議がありますので、原案について、起立により採決いたします。

令和3年請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める国への意見書採択に関する請願」について、採択するに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長(大類好彦議員)

着席願います。起立多数であります。よって、令和3年請願第2号は、委員長報告のとおり決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後2時03分